

炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方についての適用対象廃棄物について

平成28年10月27日
原子力規制庁

原子力規制委員会は、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームでの議論を踏まえ、平成28年8月31日に「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」（以下、「本考え方」という。）を取りまとめた。

本考え方は、原子力発電所等¹の廃止措置²及び運転（以下「廃炉等」という。）に伴い、原子炉圧力容器内の高放射線環境下での放射化等により比較的放射能濃度が高くなった炉内構造物等の廃棄物（以下「炉内等廃棄物」という。）の中深度処分を対象としているが、考え方そのものは、炉内等廃棄物と同等の性質を有する放射性廃棄物に適用できると考えられる。

このため、炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物については、本考え方の中で、「再処理施設など、原子力発電所等以外の原子力施設から発生する廃棄物のうち、炉内等廃棄物と同様の放射能特性を有する廃棄物については、本考え方が適用できると考えられる。一方、再処理施設から発生する廃棄物には α 核種等の長半減期核種を多く含む廃棄物などもあり、本考え方の適用の可否等については、廃棄物の性状や量、放射能特性等を踏まえて検討する必要がある。」³とした。

1 ; 試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設

2 ; 事業等を廃止しようとする際に必要となる措置

3 ; 原文から抜粋